



令和6年4月1日から

# 36協定届の様式が改正されます！

令和6年4月1日から、医師にも時間外労働・休日労働の上限規制が適用されることに伴い、36協定届の様式が改正されます。

36協定の対象労働者によって使用する様式が異なりますので、下記の図をご確認ください。

## 36協定の対象労働者に

### ▶ 特定医師（※）が含まれている場合

特別条項なし

特別条項あり

様式第9号の4

様式第9号の5



※特定医師…医業に従事する医師で以下のいずれかに該当する者  
①病院又は診療所において勤務する医師  
（医療を受ける者に対する診療を直接の目的とする業務を行わない者を除く。）  
②介護老人保健施設又は介護医療院において勤務する医師

### ▶ 特定医師が含まれていない場合

特別条項なし

特別条項あり

様式第9号

様式第9号の2



詳しくは、岡山労働局監督課（086-225-2015）、または最寄りの労働基準監督署にお問い合わせください

新しい36協定届の様式は、厚生労働省HPからダウンロードできます！



厚生労働省 36協定 様式

検索

（厚生労働省HP：主要様式ダウンロードコーナーへ）

# 時間外労働及び休日労働の限度時間等 (特定医師)

## ▶【限度時間】

	1か月	1年
共通	45時間 (42時間)	360時間 (320時間)

( ) は3か月を超える対象期間を定める1年単位の変形労働時間制を採用している場合の限度時間。

## ▶【特別条項で定めることができる時間（休日労働含む。）】

	1か月 (※1)	1年
A 水準医療機関で勤務する特定医師	100時間未満	960時間
B水準医療機関で対象業務に従事する特定医師	100時間未満	1,860時間
連携B水準医療機関で対象業務に従事する特定医師	100時間未満	960時間 (※2)
C水準医療機関で対象業務に従事する特定医師	100時間未満	1,860時間

### (※1)

36協定に、「1か月の時間外・休日労働の合計が100時間に達する前に面接指導を実施し、面接指導実施医師の意見を踏まえ、労働者の健康確保のための必要な措置を講ずること」を定めた場合はこの限りではありません。

### (※2)

960時間は各院の36協定で定めることができる時間です。

他院と兼業した場合の上限時間は、通算で1,860時間となります。

厚生労働省では、医師の働き方改革に関する手続きガイドを作成しています。

(時間外労働・休日労働の上限規制、各水準に応じた36協定届の記載例等を掲載しています。)



医師の働き方 手続きガイド

検索